

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8		府省庁名 内閣府
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">個人住民税</span> 法人住民税 事業税 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">固定資産税</span> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	三世帯同居・近居に係る税制上の軽減措置の創設		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>三世帯同居・近居に係る個人住民税及び固定資産税制上の軽減措置を要望する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p><b>【個人住民税】</b></p> <p>①住宅用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の要件を緩和する。（所有期間10年超→5年超）</p> <p>②特定の住宅用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の特例要件を緩和する。 （所有期間10年超かつ居住期間10年以上 → 所有期間5年超かつ居住期間5年以上）</p> <p>③住宅用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の要件（所有期間5年超）を緩和する。</p> <p>④特定住宅用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の要件（所有期間5年超）を緩和する。</p> <p>《対象となる要件》</p> <p>イ 対象者</p> <p>○納税者（住宅用不動産を譲渡又は買換えする者）が、納税者又はその配偶者の直系の尊属と常に同居又は近居する場合</p> <p>○納税者（住宅用不動産を譲渡又は買換えする者）が、納税者又はその配偶者の直系の卑属と常に同居又は近居する場合 （ただし、直径の卑属が扶養親族の場合は除く）</p> <p>ロ 近居の範囲：2つの住居が「同一市町村内」とする</p> <p><b>【固定資産税】</b></p> <p>二世帯住宅について、新築住宅に係る減額特例の減額期間を拡充する。（一般住宅3年 → 5年、中高層住宅5年 → 7年）</p> <p>《対象となる要件》</p> <p>新築住宅を取得し、当該住宅において親と子と孫を基本とする三世代により、一般住宅の場合は3年以上、中高層住宅の場合は5年以上、同居の状態が続いた住宅を減税の対象とする（住民票によって判断、孫世代のうち1人以上が三世帯同居を一般住宅の場合は3年、中高層住宅の場合は5年経過した時点で中学生以下であること）</p>		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           地方税法附則第4条、第4条の2、第15条の6、第15条の7及び第34条の3         </div>		

減収 見込額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">個人住民税</td> <td style="width: 20%;">[初年度]</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">▲79</td> <td style="width: 20%;">[平年度]</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">▲119</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">(単位：百万円)</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>[初年度]</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>[平年度]</td> <td style="text-align: center;">▲2,243</td> <td></td> </tr> </table>	個人住民税	[初年度]	▲79	[平年度]	▲119	(単位：百万円)	固定資産税	[初年度]	0	[平年度]	▲2,243	
個人住民税	[初年度]	▲79	[平年度]	▲119	(単位：百万円)								
固定資産税	[初年度]	0	[平年度]	▲2,243									
要望理由	<p>(1) 政策目的 高齢者や若い世代の希望に応じた家族関係や地域とのつながり、子育て世代の子育ての態様について各人の希望の実現を図るための環境整備</p> <p>(2) 施策の必要性 子育て世代の多くは、祖父母と同居・同居し、祖父母による育児や家事の支援を受けつつ子育てをすることを希望している。また、高齢者や若い世代では、各人の希望する家族関係や住み慣れた地域とのつながりを実現するために、三世代同居・近居を希望する者が存在する。 一方で三世代同居や近居のために住宅の譲渡や買換え、また二世帯住宅の取得にあたり、税制上の特例を受けることができず、同居や近居の実現の支障になる場合もあることから、三世代同居・近居を希望する者が、実際に希望を実現できるような環境整備を図ることが必要である。</p>												
本要望に 対応する 縮減案	—												

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 共生社会実現のための施策の推進</p> <p>【施策】 少子化社会対策の総合的推進</p>
	政策の達成目標	<p>○平成25年度「家族と地域における子育てに関する意識調査」では、理想の家族の住まい方について、半数以上が祖父母と同居・同居を理想としており、また、子どもが小学校に入学するまでの間、祖父母が育児や家事の手助けをすることが望ましいかどうかについては、30代、40代及び60代、70代の男女ともに7割以上が祖父母の手助けを望ましい（「とてもそう思う」と「ややそう思う」の計）としている。</p> <p>また、日本家族社会学会全国家族調査委員会「全国家族調査」によると、親との距離が近いほど、親から育児等の手伝いをしてもらおう割合は高くなっている。</p> <p>一方、同居の実態は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢夫婦（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみ）普通世帯と子ども世帯との同居・近居（15分未満）率は26.2%（平成20年）</li> <li>・65歳以上の単独世帯と子ども世帯との同居・近居（15分未満）率は20.6%（平成20年）に留まっている。</li> </ul> <p>以上から希望と実態にはギャップがあり、今回の要望により、希望の実現を促進していく。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	<p>個人住民税：平成27年4月1日～平成27年12月31日</p> <p>固定資産税：平成27年4月1日～平成28年3月31日</p>
	同上の期間中の達成目標	<p>三世帯同居・近居に係る税制上の軽減措置を創設することにより、高齢者や若い世代の希望に応じた家族関係や地域とのつながり、子育て世代の子育ての態様について各人の希望の実現を促進していく。</p>
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
ページ		8—3

相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	所得税（住居用財産の買換え特例等）
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	高齢者や若い世代の希望に応じた家族関係や地域とのつながり、子育て世代の子育ての態様について各人の希望を実現するために、同居・近居を目的として居住用財産を譲渡したり買換え等を行う場合には、家庭の事情等により計画的に買換え等を行うことが難しく、現行の特例を受けることができないために、同居・近居の実現の支障となることがある。このため、上述の税制上の措置を講ずることが必要である。
	ページ	8—4

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成21、25年度及び26年度改正において同内容の要望を行った。